

平成25年10月18日

各位

セントラル商事株式会社

農林水産省及び経済産業省による行政処分について

本日、セントラル商事株式会社は、弊社外務員1名による法令違反行為に関して、商品先物取引法第232条第1項の規定に基づき、農林水産省及び経済産業省より下記の業務改善命令を受けました。

当社は、本件命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さまをはじめ、関係の皆さま方にご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後、当社は、本件に関する改善対応を着実に実施するとともに、内部管理態勢の一層の強化・充実に取り組んでまいります。

記

【業務改善命令の内容】

商品先物取引業の運営の改善のため、以下の措置を速やかに講ずること。

- (1) 外務員の業務に関する検査の強化
- (2) 役職員の法令遵守意識の徹底
- (3) 内部管理体制の強化
- (4) その他再発防止に必要な事項

以上